

松 山 大 学 論 集
第 20 卷 第 2 号 抜 刷
2 0 0 8 年 6 月 発 行

近世畿内周縁地域の錢匁遣い
—— 北近畿・宮津藩領を中心として ——

岩 橋 勝

近世畿内周縁地域の錢匁遣い

—— 北近畿・宮津藩領を中心として ——

岩 橋 勝

1 はじめに —— 問題の所在

近世日本の貨幣流通のあり方は三貨制度と称される、金・銀・銭の3種貨幣で構成される独特の並行本位制であった。ただし、いずれの地域でも3種が流通したのではなく、幕府の位置する江戸を中心とする東日本では金遣い、全国の商品流通の中核地・大坂を中心とする西日本では銀遣いが基本であり、小口の取引や端数処理においては銭貨が使用されたとされている。このこと自体基本的に誤りはないが、全国的に個別の地域ごとに観察したり、時代的な推移を見ると、一般的に言われるような単純な様相を示しておらず、複雑多様であった。

これらのうち、一見銀目勘定のように見えながら、銭建て勘定である錢匁遣いは単純に三貨制度にかんする通説的理解では割り切れない代表的な勘定法であった。地域によりその運用は多様であり、1単位（匁）が含む銭量は地域により区々であった。このため錢匁で表示される貨幣価値を知るにはその内実量があきらかでない、物価動向も判明しないこととなる。そして、必ずしも特定地域に限定されない重要な貨幣慣行でありながら、永くその実態解明が放置されてきた。

この30年余り、事例研究がようやくはじまり、かつ進展¹⁾した結果、錢匁遣いのアウトラインについておおよそ次のようなところまであきらかになってきた。すなわち、銀遣いが基本であるとみなされている西日本で、多くは18

世紀後半から、地域によっては19世紀初頭までにはその慣行がはじまり、明治初年まで銭匁遣いは続いた。その1単位が含む銭量は固定化して一定額の所と、銀銭相場に適宜連動していた所があった。また、銀目の藩札ないし私札が発行されたことを契機に、それが銭札化したため銭匁勘定が成立するケースも多いことも判明した。その際、中国や四国地域の西部と九州の大部分では固定銭匁遣い、畿内周縁部では変動銭匁遣いがより一般的に観察できることも確認できた。

変動銭匁遣いとは、1匁あたりの銭量が銀銭相場と連動して変動するもので、畿内周縁部のケーススタディとしては播磨と紀州田辺地方についての観察がおこなわれている。そもそも銀目遣い経済の中核地・大坂の近辺で、異例な慣行とも言える銭匁遣いが、なぜ行われてきたかという問題自体についても未だ十分な説明は出来ていない。さしあたり、18世紀後半以降の丁銀減少と銭貨の大量鑄造により、銀貨に代えて銭貨を一定のまとまりをもって使用したことが想定される。ならば、なぜ西南日本地域では主に固定銭匁遣いが多く観察できるのか、この問いに対する確たる説明も未だなされていない。

かつて筆者が、銭匁遣い慣行の確認できる地域をもって金遣い・銀遣いに対応する「銭遣い」地域であると提唱した際、少なからざる見解は、それが「銀遣い」の反映であるに過ぎないと解釈する向きが強かった²⁾。たしかに、銭匁遣

1) 銭匁遣い慣行にかんする近年までの事例研究の概括は、拙稿「江戸期貨幣制度のダイナミズム」(日本銀行『金融研究』17-3, 1998年)、および拙稿「近世後期金融取引の基準貨幣——豊後日田千原家史料を中心として」(『松山大学論集』第11巻第1号, 1999年)を参照。当初の事例紹介は、野口喜久雄による日田および九州北部(「江戸時代の日田商業と経営」『大分工業高等専門学校研究報告』第1号, 1964年)、藤本隆士による福岡・秋月藩領等の九州北部(「近世西南地域における銀銭勘定」『福岡大学商学論叢』第17巻1号, 1972年)、および筆者によるものに限られていたが、1998年から今日まで定期的に開催されている貨幣史研究会に集うメンバーにより、さらに研究の広がりがようやく見られつつある。それらの主なものは以下の通り。浦長瀬隆「近世九州地方における貨幣流通」(『国民経済雑誌』183-2, 2001年)、および「近世長門国・周防国における貨幣流通」(『国民経済雑誌』186-5, 2002年)、安国良一「18・19世紀の通貨事情と別子銅山の経理」(『住友史料館報』32, 2001年)、古賀康士「備中地域における銭流通」(『岡山地方史研究』99, 2002年)など。

いの定義が当初は厳密にされていなかったため、銀遣いが一般的な畿内で銭匁遣いが事例として確認できても、取引の基準貨幣は銀貨であるため、銀遣いの反映とみられたのは当然であった。しかし、西南日本でより一般的に見られる固定銭匁遣いは銀匁勘定とははるかに距離を置くもので、変動銭匁遣いとは本質的に性格を異にするものである。

本稿は、畿内周縁部でまれに見られる銭匁遣い事例のもう一つの地域として、北近畿・宮津藩領での実態を観察し、西南地域との決定的な差異を見出して、銭匁遣いの本質を究明する手がかりをえることを目的としている。おなじ畿内周縁部であっても、大坂に近接した播磨、近畿南端の紀州田辺に対し、北近畿地方の代表例として観察事実は有用であろう。

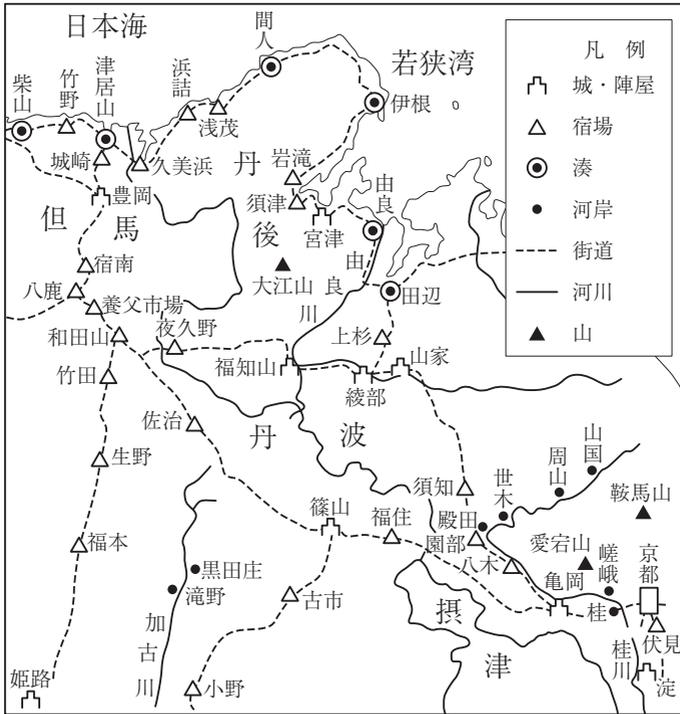
2 近世北近畿（三丹地方）経済の概要

北近畿地方を構成し、古くより丹波、丹後、但馬の3国からなる三丹地方は、近代以降は丹後が京都府、但馬が兵庫県に編入され、丹波は分割されて京都、兵庫両府県に属するというように一体性がないようにみえる。しかし、この3国は京都から日本海沿いに西に伸びる山陰道の入口としてだけでなく、すくなくとも近世においては主として京都に供給する丹後縮緬生産の分業地帯としての経済的まとまりがあった。明治初年まで養蚕地帯にとどまった但馬、養蚕も行いながらもより付加価値の高い生糸生産への特化を志向した丹波、そして地元はもとより丹波・但馬からの生糸供給をも受けて加悦谷・峰山近辺から始まり、のちに宮津を中核として全域的に機業が展開した丹後である。（付図参照）

これらの状況を明治初年の統計で確認しよう。表1は1874（明治7）年「府

2) その代表的論著として、新保博「江戸後期物価と貨幣に関する断章」（『三田学会雑誌』73-3, 1980年）がある。また基本的に同じ視点で、マクロ経済的な枠組みとの関連で本格的に分析検討を加え、銭匁勘定についての「一般論」を提示せんと試みた、鹿野嘉昭「銭匁勘定と銭遣い——江戸期幣制の特色を再検討する——」（『経済学論叢』（同志社大学）近刊号に掲載予定）も注目される。

丹後宮津とその周辺図



出典：地方史研究協議会編『地方史事典』弘文堂，1997年刊より

県物産表』に見える豊岡県（三丹地方のうち、丹波については京都府に編入された4郡を除く氷上・多紀両郡のみの範囲）の農水産物と工産物価額の構成である。この期の調査では工産物としては酒を中心とする醸造物類が全国的には首位を占めた³⁾が、豊岡県では全農水工産物価額の1割を縫製物類が占め、醸造物類の1.6倍以上の産額であった。しかも、その9割近くは縮緬であり、また養蚕（繭類）と生糸の産額合計も醸造物類をはるかに越えていたように、三

3) 山口和雄『明治前期経済の分析』東京大学出版会，1956年，14頁。

表1 明治7年豊岡県農水工産物生産額

産物	生産額	県内産額シェア
米	1,960,844	38.3%
麦	273,851	5.3%
醸造物類	309,310	6.0%
繭類	111,330	2.2%
生糸類	290,108	5.7%
縫製物類	512,314	10.0%
(うち縮緬)	(438,061)	(8.6%)

典拠：『明治前期産業発達史資料』第1集，1959年，569-86頁

注1：「豊岡県」とは但馬・丹後全域と，丹波の多紀・水上2郡のみ。

2：生産額単位は円。

3：縮緬以外の「縫製物類」は白木綿，縞木綿，糸入縞，綿縮緬等。

丹地方が丹後縮緬を中核とした養蚕・製糸産業で経済が成り立っていたことがわかる。

表2は三丹内の分業化状況を垣間見る統計である。郡ごとの調査値を積み上げて，旧国別主要生産物と海外輸出向け農産物（生糸・紙のような一部農産加工品も含む）のより正確な動向が判明する⁴⁾ 1878（明治11）年についてみると，3国のいずれも繭（養蚕）と生糸を生産しているが，繭は養父郡を中心とする但馬，生糸は水上郡を中心に丹波がはるかに他の2国を抜いている。丹後は，繭，生糸のいずれも少額であり，機業により集中していることを示唆している。

三丹地方の養蚕・製糸・絹織り生産自体は，その地理的特性から古代まで遡って確認することが出来る。しかし，地域内農民の副業収入として重要な地位を占めるようになるのは18世紀中期以降であった。京都西陣から縮緬織り技術が丹後の加悦谷および峰山地方に伝えられた1720年前後以降，農間余業として域内で急速に生産を伸ばしたことはすでに知られている⁵⁾。その原料糸は

4) 「全国農産表」は1876年から利用可能だが，三丹地方のうち，76年は丹後において調査漏れ多く，77年は但馬出石郡の繭生産額がケタ違いに過大な計上がなされている。

表2 明治11年三丹地方の生糸・繭産高

地域	生糸	繭
丹波6郡	76,002	274,077
丹後5郡	23,843	235,404
但馬8郡	46,101	393,044

典拠：「明治11年全国農産表」（『明治前期産業発達史資料』別冊(3), 1965年）166-75頁。

注：単位は斤。

全国に集荷網を張りめぐらし、販売独占権を得ていた京都和糸問屋からの仕入れが基本であったが、しだいに在方の糸屋や他国からの生糸売り込み商人からの仕入が増大した。この様相はとくに1769（明和6）年に生じた京糸問屋の配下にあった糸屋町と在方糸問屋との対立とその後の和解⁵⁾を経て、より自由な取引が行われるようになり、三丹地方の製糸業進展を促した。

これらの動向を、かならずしもそれ自体が経済発展の指標ではないが、ある程度の反映である人口推移を国別に見てみよう。表3によれば、1721（享保6）年以降判明する三丹地方人口は幕末期にかけて減少することなく、着実に増加した。とくに丹後の増加率は縮緬生産の普及と符合するような推移を示しており、農民の余業収入が人口増加になんらか影響を与えていたことを示唆する。但馬も丹後について増加率が高い。しかし、丹波は19世紀初めまで人口は微減したままで推移し、明治初年にかけてもわずかな増加にとどまっている。

これらの解釈にあたり、三丹をふくむ近畿地方、および山間地ないし日本海に面して地域的特質の類似する山陰地方人口と対比してみよう。一般的には都市部や肥沃な農地を多く含む近畿は経済発展度が高く、人口増加率も高いように見られるが、これまでの歴史人口学の成果⁷⁾によれば事実は逆であった。近世日本の都市は農村部と比べて、西洋と同じく衛生状態が悪く、密集居住で

5) 池田敬正「丹後ちりめん」（地方史研究協議会編『日本産業史大系』6，東京大学出版会，1960年），および足立政男『丹後機業史』，雄渾社，1963年。

6) 前掲池田敬正「丹後ちりめん」76頁。

7) 速水融『歴史人口学の世界』岩波書店，1997年，87-93頁。

表3 三丹地方人口(指数)の推移 1721-1872年

年	丹後	丹波	但馬	三丹全域	近畿12国	山陰5国
1721(享保6)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1750(寛延3)	107.3	97.0	104.6	101.3	95.3	105.1
1786(天明6)	112.7	98.8	105.8	103.8	94.7	112.0
1804(文化元)	117.7	99.2	111.9	106.7	92.9	120.0
1822(文政5)	123.5	102.1	119.8	111.5	96.0	127.3
1834(天保5)	127.1	102.8	123.1	113.6	95.7	132.7
1846(弘化3)	123.2	98.6	115.9	108.7	93.5	124.8
1872(明治5)	128.5	103.7	124.9	114.9	99.8	140.1

典拠：関山直太郎『近世日本の人口構造』吉川弘文館，1958年，138頁より算定。

注1：「近畿」は今日の範囲にはほぼ同じ。三丹地方も含まれる。

2：「山陰」は因幡，伯耆，出雲，石見，隠岐の5国。

あったため、ひとたび疫病が発生したり、火災が生じると死亡率が農村部よりもはるかに高く、しかも減少人口を都市周辺部から引き寄せるため、それらの周辺農村部も人口増加率に影響があった。三丹地方で、京都や大坂により近接した丹波が近畿全体の人口動向により近い趨勢を示したのはそのためである。一方、近畿都市部とはより遠隔の山陰地方では全国的にもより高い人口増加率を示した。これは京・大坂等への出稼ぎ機会が少なく、他方で北前船等寄港による商業機会もあって、各地特産物生産が農業外収入となって人口増加を支えたことが想定できる。丹後や但馬が丹波よりはるかに高い人口増加率を見せたにもかかわらず、山陰地方全体の増加率ほどには高くなかったのは、京坂方面への出稼ぎ・移住がより多くあったことを示唆する。

三丹地方における商品貨幣経済化は、年貢の銀納化が進展していたことから確認できる。従来、この地域は低生産力地域と位置付けられ、石代納を契機とした利貸し活動が(多数農民の窮乏化を招き)豪農支配の散田経営をもたらしたといわれる⁸⁾。しかし、米納年貢制のもとで主穀生産よりもそれ以外の商品作物や加工生産が多い場合、ただちに低生産地帯と断じるのではなく、早期よ

8) 『兵庫県史』第5巻，1980年，9-10頁。

り貨幣経済が進展していたと見るべきであろう。出石・豊岡両藩では17世紀後期からすでに藩札が発行されたのも、あながち領主財政の事情のみでなく、領内の一定の貨幣不足が生じていたことも十分に想定される。加えて、米不足が19世紀初頭に際立つようになり、出石藩の場合、かつて数千石も想定された回米量が文化期以降は430石に減少した。それどころかこの地域の海運玄関口である津居山港では越後米・九州米・加賀米・庄内米などが移入するようになった⁹⁾。他国米移入量は1850年代には但馬のみで4～5万石にも達するという¹⁰⁾。

このような商品貨幣経済の進展は一つの領国内に限定されるものではなく、藩域を越えて確認できる。出石藩は年貢銀納を17世紀末から実施していたが、領主交代によっても変わることなく、むしろ銀納は拡大された。その際の換算値段は出石城下や近辺の米価ではなく、常時広く三丹地方の物価調査を踏まえて決定された。調査は19世紀前半のかぎり、年4回も行われており、対象地は但馬の豊岡・竹田、丹波の福知山・綾部、丹後の田辺（舞鶴）・宮津の各国2カ所ずつ、計6カ所であった¹¹⁾。まさに丹後縮緬に結ばれる、主として但馬一養蚕、丹波一製糸の地域が経済圏として一体化されていたことが類推される事例であろう。

3 三丹地方の札遣いと銭匁遣いの始まり

宮津地方の銭匁遣いを考察する前提として、三丹地方の札遣い状況をあらかじめ観察しておこう。銭匁遣いは札遣いを契機として始まることが多く、また札遣い自体が一定の貨幣需要に呼応して始まることも少なくないからである。

札遣い状況を概観する際、典拠とされることの多い日本銀行編『図録 日本の貨幣』第6巻所収「古紙幣一覽」¹²⁾によれば、三丹地方の藩札で初発がもつ

9) 岩橋勝「但馬出石藩産物会所をめぐる諸問題」(『松山商大論集』第20巻第4号, 1969年) 177頁。

10) 前掲『兵庫県史』11頁。

11) 岩橋勝『近世日本物価史の研究』大原新生社, 1981年, 76-7頁。

とも古いのは但馬・豊岡藩（1.5万石）で、延宝年間（1673～）に銀10匁札と1匁札が出され、この札は享保・元文期にもそれぞれ年号が押捺されて使用された。おなじ但馬の出石藩でも延宝2年に札遣いが始まるとされる¹³⁾が、現物がなくて確言はできない。しかし、元禄期には額面1匁～1分の銀札が出ており、享保以降も断続的に使用された。丹後では田辺藩の1694（元禄7）年銀札がもっとも古く、丹波では柏原藩（2万石）が元禄11年に銀札を出した。この他の三丹地方の藩では判明する限りすべて享保期以降の発行であり、周辺の松江藩（延宝3年に初発、以下同）、鳥取藩（延宝4年）、岡山藩（延宝7年）、赤穂藩（延宝8年）などと比較すると大藩が少なかったこともあり、早期に札遣いが始まった地域とはいえない。

とはいえ、18世紀なかば前後から三丹地方の札遣いは進展し、19世紀に入るといずれの地域も何らかの札が流通するようになった。まず、丹波では綾部藩が1747（延享4）年、園部藩が1730（享保15）年、亀山藩が1750（寛延3）年、山家藩が1772（安永元）年、福知山藩が安永3年に札遣いを開始し、丹後では田辺藩のほかは宮津藩が文政期に額面10貫文～2文にいたる10種の銀札をはじめて発行したことがわかるほかは、峰山藩と但馬の村岡藩については少なくとも幕末までに10種以上の藩札が発行されたことは判明するが、その時期はわかっていない。ともに1万石ほどの小藩であり、札の名称や引替所が一定ではないので、19世紀に入って幕末に向け、たびたび引替をくり返しながら発行・流通を続けたものと思われる。

以上の概観から、三丹地方の札遣いは全域的に遅くとも19世紀前半には浸透したものと思われるが、多くは銀札であり、一部の藩領で銭札も流通した。銭札は額面が1貫文や10文というような通常の銭札（銭文札）と、「銭5匁」「銭3分」というような表示であるため、一見銀札と見間違えやすい銭匁札の2種があるが、前者は西日本では銀目廃止となった明治維新以降に新発行され

12) 日本銀行編『図録 日本の貨幣』6, 東洋経済新報社, 1975年。

13) 岩橋勝「但馬出石藩の銀札史料」（『松山商大論集』20-3, 1969年）, 132頁。

るか、旧銀札に改印されて銭札として使用されることが多かった。問題は銭匁札であって、「古紙幣一覧」によるかぎり、銀札は三丹地方で幕末までにはほぼ全域で流通するようになったが、銭匁札はかなり限定されている。すなわち、但馬の出石・豊岡・村岡3藩と丹後の宮津・峰山両藩では少なくとも19世紀に入ってより見出せるものの、丹後の田辺藩と丹波の7藩すべてではまったく検出できないのである。なぜ限定された地域にのみ銭匁札が流通し、また銀札とどのような関連をもって使用されたのか。これらの疑問を解明する手がかりとして、まずは銭匁遣いがいつから始まっているか、検討してみよう。

「古紙幣一覧」では但馬・丹後両国の銭匁札発行時期は、豊岡藩が文政期に銭10～1匁を発行したことが判明するほかは、いずれも不明なままである。同藩の場合、17世紀後半から19世紀にいたるまで銀札が断続的に発行されていたことがあきらかであり、並行的に銭匁札が流通していた可能性は否定できないものの、詳細は不明である。これらの事情は地域の使用通貨状況を示す関連史料から観察するほかはない。以下、宮津藩領の場合についてみよう。

宮津城下で元結屋の屋号をもって酒造・廻船業を営む一方、藩財政とも深くかかわり、町名主をも勤めた三上家に残る大量の借用証文¹⁴⁾のうち、判明する限りでもっとも古い銭匁勘定の記録はつぎのとおりである。

「 覚

一銭百四拾匁也

右之錢匁ニ借用申處実正ニ御座候、此質当ニ順禮舟株壺ツ書入申候、尤当八月限り月壺歩半之利足ヲ加ヘ元利共無滯急度返済可仕候、為後日証文仍而如件

河原町鍵屋借り主

安永九(1780)子年三月

善兵衛 ㊦

元結屋勘兵衛殿

(三上家文書)

14) 借用証文も含め、とくに注記のない三上家文書は京都府立丹後郷土資料館寄託文書を利用。

この証文は三上家と同業の舟持ち商人と思われる鍵屋善兵衛が舟肝煎2名の加判を得て、三上家から「銭」140匁を、舟株を質物に書入れて半年間借用したときのものである。この種の記録で、まれに「銭」と「銀」を混同して誤記される場合があるが、この記録の場合は本文にも「右之銭」とあり、「銀」140匁ではなく、「銭」140匁であることは間違いない。同家文書はおおむね1780年代以降のものしか残存せず、安永期以前に銭匁勘定があったかどうかは遡って確認できない。

宮津地方で半世紀以上遡る享保期に、銭匁遣いがあったかもしれないような文献記事を見ることはできる。すなわち、1963年に京都府峰山町が編集・刊行した『峰山郷土史』上によれば、宮津領では1720（享保5）年秋、公定価格として「酒1升 銭3匁3分」、また翌年に「銭1匁を20文通用」とした(210頁)。さらに、享保11年には「銭1匁を74文通用と触れ出した」(212頁)という。いかにもすでに当時、物価が銭匁単位で表示され、「銭1匁」の銭貨内実量が銀銭相場変動に応じて適宜に定められている「変動銭匁遣い」の慣行が成立していたようにみえる。しかし、これはただちに「銭匁遣い」と同義ではない¹⁵⁾ 銀貨の純分率が短期間に数度にわたり引き下げられた宝永(1704～)年間以降、良貨主義に復古した正徳末―享保初年にいたるまで、銀銭相場はきわめて不安定であり、銀建ての取引価格は当時より価値の安定していた銭貨でそのつど銀貨の価値を表示することが便宜的であった。一見、銭建て価格のように見えるが、その価値基準は銀貨であって、実際に授受される銭貨との交換比率がそのつど明示されているにすぎないのである。「銀遣い」といわれる西日

15) この種の慣行をいち早く近世貨幣史の中で見逃せない課題、として問題提起した藤本隆士氏が、平戸藩生月島・益富家帳簿の事例から、一定の代銀を銭貨で表示する際、たとえば「銀2貫63匁7分」でも「銭2貫63匁7分」でも、1匁相当の銭量が同一である限り同価値である、と断じている(藤本隆士「近世西南地域における銀銭勘定」『福岡大学商学論叢』17巻1号、1972年、11頁)ように、一定量の代銀を銭貨で支払ったり、勘定したりする際には「銀1匁 但し銭109文ニ而」という記録を、一気に「銭1匁 但し109文替」という表記で済ませることが少なくなかったのである。つまり、「銭〇匁△分」というような記録だけでは、たんに「〇匁△分」に相当する代銀を銭貨額で表示した、ということとどまり、取引の価値基準通貨は銀貨であったと考えるわけである。

本において、銀錢相場の記録は東日本の金銭相場に比べるとはるかに少ないが、幕府丁銀がしばしば改鑄された18世紀はじめの30数年間については、各地で比較的こまめに記録されている。取引に際しての価値基準と流通手段が西日本では、とりわけ小額取引で乖離することが少なくなかったことから、『峰山郷土史』のように、一見すでに錢匁遣いが成立していたような記述がなされることもあったのである。

三上家には1781（天明元）年から、月ごとの小口貸や酒小売掛等を記帳した「掛取帳」という半横帳が多数残存している。同年にかんしては、銀建てでは500匁や200匁のような額面が記録される一方、錢匁建てでは150匁ほどが高額の記録であり、多くは10匁前後の小口売掛であった。ちなみに頻繁にあらわれる「酒掛」は錢5匁前後であった。あきらかにより高額売掛では銀建てが一般であり、日常的な小口の掛取引は錢貨で行われていたことがわかる。

また、1798（寛政10）年12月「掛取帳」の末尾には湊屋庄次良分として、次のように記されている。

「 一錢五百匁 此り 三拾六匁
一銀五百匁 此り 三拾六匁

内

錢百八拾匁 十二月晦日入候

一年賦銀百匁 さし拾匁

一二口利足メ 七拾貳匁

メ百八拾貳匁

内

右百八拾匁入 相済 』

断片的記録であるため、詳細は明らかでないが、記されたかぎりでは類推すると、湊屋は寛政10年正月に銀、錢それぞれ500匁ずつを年7歩2朱（7.2%）の利息で三上家から借用し、10年賦で毎年合わせて100匁ずつ利息とともに返済することとなっていた。上の記事は1年目のもので、錢180匁が三上家に

支払われたが、これは年間利子合計 72 匁と、年賦銀 100 匁で合わせて 172 匁のところ、「さし（差歩）」が 10 匁付加され、さらに支払いにあたり 2 匁が切り捨てられて 180 匁となったと思われる。「さし」とは銀匁価値と銭匁価値の乖離を埋めるためのもので、後に示す宮津藩家老沼野家日記によれば、このころ銀匁に対し銭匁は 6～10%の差歩が生じていた。いずれにしても、すでに当時、銀匁とは異なる価値単位の銭匁勘定が並行して、広く用いられていたことがわかる。

以上のように、宮津地方では安永期までには銀匁遣いとは異なる銭匁遣いが行われており、18 世紀末には銀匁遣いと連携しつつ、日常的に独自の勘定単位として広く使用されるようになった。しかし安永期をさらにどれくらい遡れるのか、管見の限りまったく手掛かりがない。享保期には銀匁価格を流通貨幣である銭貨で直接表示する「銭匁」価格が現れるが、これは銀貨で授受すべきところ、銀銭相場の変動に応じてそのつど銀貨価値に換算し、流通手段としてより便宜な銭貨を用いたというに過ぎない。つまり、基本的に銭建ての勘定である銭匁遣いそのものとは本質的に異なっている。ではあるが、18 世紀後半に進展した正銀後退に伴う、銭貨増鑄による西日本での主要通貨交代が、銭匁遣い成立の大きな契機となったことは誤りないと思われる。

4 銭匁遣いの実態

近世後期に中国四国や九州地域で展開した銭匁遣いは、成立期こそその内実、すなわち 1 匁のあらかず銭量が銀銭相場に連動して変動する場合もあったが、基本的に銭 1 匁の銭量は一定であった。しかし、これまで観察した近畿地方のうち、播州や南紀田辺地方ではそのような固定相場を確認することができなかった。この差異が西南日本の銭遣い優位性を決定づける特性と考えられるので、以下、宮津地方の銭匁遣いを詳細に観察してみよう。

宮津藩主として 1758（宝暦 8）年に遠江浜松から入封した本庄氏に仕え、幕末まで世襲家老を勤めた沼野家（知行 1,050 石）には、1801（寛政 13）年

以降、若干の家政日記が残存し、同家の家計収支の詳細が断片的にわかる。最も遡れる寛政13（享和元）年の日記¹⁶⁾から、すでに当時浸透していた錢匁遣いの内実や、銀匁との関連のわかる部分を摘記して考察を加えてみよう。

- ① 「一 錢壹匁今日九拾六文ニ通用ニ相成候事」（正月20日，p.306）
- ② 「一 つね切米之内相願候付，錢貳拾匁相渡遣也，尤金壹分此錢十六匁ト七拾六文外錢三匁ト廿文添，メ貳拾匁也」（5月26日，p.337）
- ③ 「一 米壹斗貳升 壹升ニ付七十文替
此代銀八匁七リン」（4月3日，p.324）
- ④ 「西川新蔵と申者，組之者へ頼織せ申候，太織糸織代相払遣候也
覚
一 銀拾七匁五分 三丈五尺代
此処金壹分此銀十五匁五分
外錢貳匁さし拾六文添え（8.3%の差歩）
メ銀十七匁五分
右之通新蔵へ相渡遣候」（9月4日，p.364）
- ⑤ 「一 先達而大工七治郎へ払米遣候代銀残り来ル，請取如左
覚
一 米代 不足分
銀拾貳匁貳分也
銀八匁六分 懸や包一
外錢三匁六分五リン
此さし三分六リン一割
メ錢四匁ト一文」（9月8日，p.365）
- ⑥ 「一 糸や六治郎へ申付払米差出候，代銀差越請取申候也
覚

16) 『宮津市史』資料編，第2巻，1997年，300-394頁に収載。本文で引用の史料①～⑥で明示した頁数はすべて本書の収載頁。なお，カッコ内は筆者の注記。

御米五俵代

一 銀百三拾六匁 但六拾八匁替

内

百三拾三匁貳厘 金貳兩貳朱

貳匁九分八厘 兩六拾貳匁六分替

さし十八文 銭にて

右之通代銀指上申候、以上

酉十二月五日 糸や六治郎」(p. 386)

まず①では、1801（寛政13）年正月20日に「銭匁」が96文通用になったことがわかる。当時近接の京都銭相場は銭1貫文につき銀9.25匁¹⁷⁾すなわち銀1匁あたり約108文であった。宮津城下の銭相場が96文であったとすると、京都は12.5%も高かったように見える。しかし、先にふれたように、三丹経済圏と京都はともに隣接するだけでなく、縮緬を完成品とする産地と全国的集散市場として経済的な結びつきは強く、ために貨幣相場は比較的小さな幅内で推移したと見られ、数%も超えるような銭相場の格差は考えられない。

「銭匁」の実体を検討するため、金貨や銭貨の勘定と授受貨幣の使用例を②に示した。沼野家は後掲のように合わせて10人の用人、下男、下女を抱えており、5月支給の切米として下女つねに銭20匁が渡されたが、その実際貨幣が明示されている。つまり、実際に渡されたのは金1分と銭3匁、および20文であった。銭20匁という額はさほど高額でもなく、銭貨でそのまま支給されてもおかしくないにもかかわらず、当時すでに西日本でも金貨が流通貨幣として広く浸透し、日常的に使用されていたことが分かる。その際、金1分は銭16匁と76文で換算されている。銭1匁の銭量を x とすると、下女つねに渡された銭20匁は次のように数式化できる。すなわち、

17) 中井信彦編「近世相場一覽」(『読史総覧』人物往来社、1966年)、795頁。

$$20x = (16x + 76) + (3x + 20)$$

であるから、 $x=96$ つまり96文となり、正月下旬からその内実量は変わって
いなかったことが分かる。金1分は銭1,612文($16 \times 96 + 76$)となり、銭20
匁の残余の銭額は合わせて308文($3 \times 96 + 20$)となる。合計銭1,920文の支
払いを一分金と「銭3匁」および銭20文ですませたのである。

問題はこの小額の「銭3匁」を「銭20文」と合わせて支払わず、なぜ「銭
3匁」として手渡したかである。端数の20文は銭貨で支払っているの
で、ここでの銭3匁は銭96枚を1緡さしとするまとまりである「銭緡さし」が3個授受され
たことを示している。つまり、当時、銭96文を超える銭額はバラの銭貨では
なく、まとまった銭貨の単位である「銭匁」の通貨が使用されていた。「銭匁」
はたんに計算単位だけでなく、現実に流通手段として授受されていたわけであ
る。

では、この「銭匁」はたんなる銀匁の代替物、つまり銭匁の内実銭量が銀銭
相場に連動していて価値は変わらず、銀貨表示の額面をたんに銭貨表示に置き
換えただけだろうか。沼野家が加入していた「山下幸右衛門米頼母子」懸け米
代の書付の一部である③の記録は、そうではなかったことを明示している。
「米」頼母子と称しながら、勘定は銀建てで行われており、少量の米代は銭建
て代価であった。米1斗2升が銀8匁7厘であり、米1升が銭70文であった
ので、銀1匁は銭104文($12 \times 70 / 8.07$)となる。これはあきらかに当時の宮
津城下の銭相場を示しており、「銭1匁」の96文とは異なっている。ちなみに、
さきの②による金1分相場から、京都の金銭相場と比較すると、宮津では金1
両につき銭6,448文であったのに対して、京都では銭6,576文であった。金銭
相場では両地の格差はわずか2%であり、金銀相場でも3.8%に過ぎない。「銭
1匁」が含む銭量は銀銭相場とは異なる、別の単位と考えなければならない。

④は銀匁と銭匁の関係を表していると考えられる記録である。沼野家が西川
新蔵という者に反物3丈5尺を織らせた代銀17匁5分を、金1分(②、③)
の事例からも、宮津金銀相場は1両=62匁となり、したがって金1分=銀15匁

5分)と残り銀2匁で支払うべきところ、そのうちの「銀2匁」分を銭2匁と16文で手渡したのである。つまり、宮津銀銭相場を9月も4月から変わらず104文とすれば、銭匁の内実は96文のままであった($(104 \times 2 - 16) / 2$)。ここで、「銭貳匁さし拾六文添え」とある表示が、いかにも「銭匁」の内実が96文で固定化しており、銀建てで取引する際に時々の銀銭相場に応じて「さし銭」を添えていたように見える。すなわち、宮津地方では1匁を96文とする固定銭匁遣いが成立していたように見える。この点はのちに検討するが、少なくとも当時、代金授受にあたり、金1分以下の銀建て支払いでは銭貨が用いられ、96文以上には銭96枚をまとめた銭緡で、残余の端数はバラ銭で決済していたことが分かる。

沼野家は知行取りであったので、藩蔵を経ないで直接年貢米を収納し、自家消費分以外の余剰米を換金するため、払米することが少なくなかった。その際、米代は銀建てで取引されるが、支払い手段としてはすでに当時、⑥のように金貨を主要とし、端数は銭貨が使用された。しかし、⑤のように正銀が直接授受されることもあった。「懸や包」とは通用銀を城下の(銀)懸屋^{かけや}が一定重量を秤で確認したのち、紙で包んでその重量と懸屋名を記し、封印したものである。秤量貨幣である銀貨は、支払い・受け取りのつどその品位と重量を確認しなければ確実な通貨として使用しがたい難点を抱えていたが、このようにあらかじめ信用のある専門業者の記名と封印があれば、記入された重量を確認するだけで秤量の必要もなく、スムーズに授受されたわけである。多くは、銀貨の基本単位である「43匁」(銀「1枚」と称せられた)や、まとまった額の「500匁包」などに「包銀」として用いられたが、⑤のような小額の包銀はまれなケースである。

それはともかくとして、⑤、⑥ともに「さし」銭の記載がある。これは何を意味しているであろう。⑤の場合は、大工七治郎が沼野家に支払うべき米代の包銀以外の銀3匁6分を銭匁で支払う¹⁸⁾際に、銀額の1割に相当する銭3分6厘を「さし」として付加している。銭1匁は96文であり、銀1匁は104文

であったので、銀1匁相当分を錢匁で支払う場合、「1割さし」ならば約106文 ($96 \times 1.1 = 105.6$) となり、銀錢相場で調整した結果とも思われぬ。⑥の場合は、「(銀) 2匁9分8厘」(96文錢ならば、286文) に対して「さし18文」であるので、差し歩は6.3%に過ぎない。④の場合は、錢2匁に対して16文の「さし」であるので、差し歩は8.3%であった。このように、錢匁の内実が96文のままであり、ほぼ同一時期内の取引であるにもかかわらず、銀匁と錢匁が一定割合で換算されていないのは、沼野家が取引相手により錢匁の価額評価を調整している、それは端数であるために可能であったものと考えられる。

ところが、三上家に残る大量の借用・受取書付類を見ると、銀匁と錢匁の間には一定の換算率が存在していた。いま1830(文政13)年1年間分、88件(表4)のうち、銀匁と錢匁の換算率が判明する例が11件ある。そして、いずれの場合も錢匁は銀匁の1.13倍であった。しかも、そのうちの6件は「札」ないし「錢手形」で授受しており、あきらかに錢貨そのものがやり取りされてはなかった。たとえば、1月5日に藪田左兵衛は三上家より銀120貫目を受け取ったが、銀貨ではなく「札」で、しかもその額面は1.13倍の11貫300匁であった。同年の記録の限り、銀札はまったく記録されておらず、この札は1月21日や29日に記されているような「錢札」であった。また、この錢札は閏3月2日のように、「錢手形」という名称で授受されてもいたらしい。すなわち、池田屋善七は頼母子掛銀として三上家から錢手形339匁を受け取ったが、その銀額は300匁であって、換算率は錢匁の場合と同じ1.13倍である。これらの事例から、たんに「札」と記されていても、それは銀建てではなく、錢匁建てであることが類推できよう。

いずれにしても、寛政期末年では銀匁と錢匁の換算率はまだ一定でなかったが、文政期末年ではすでに1.13に収斂していたことが分かる。この換算率が、

18) ここでの錢匁額は3匁6分でよいところ、「3匁6分5厘」となっている。さし銭が「1割」の3分6厘であり、合計して「錢4匁1文」($3.65 + 0.36 = 4.01$)を支払っているため、「3匁6分5厘」は誤記ではないと思われる。それにしても、なぜ「5厘」が余分に付加されているかはあきらかでない。

表4 三上家宛て借用・受取証文 文政13年

月日	額面	借・受取主	備考
1. 4	銀125匁554	仲□□助	
1. 5	銀10貫目	藪田左兵衛	此札 11 貫 300 匁
1. 6	銀11貫目	大津屋善治	
1. 8	銀 9 貫目	米会所	
1.12	17貫目	山本善治	
1.21	錢札600目	いなばや勘七	
1.25	金 3 両	松屋左兵衛	借用仕候
1.27	金 5 両	塩屋庄八	
1.29	錢札 1 貫目	田辺屋喜六	
2. 5	金 4 両	田辺屋新助	
2.15	銀750匁	山本善治	此錢847匁 5 分
2.17	銀 1 貫500目	三上淳道内	御為扶被下候
2.29	金70両	大津屋善治	
3. 1	銀 1 貫308匁	大津屋善治	但シ金20両
3. 5	銀 2 貫目	懸屋 (山本)	手組頭殿14貫匁上納之内
3.11	銀237匁57	懸屋 (山本)	御講銀之内
3.11	金 7 両	栗田長次郎	
3.15	銀800目	掛屋	手組 5 貫600目之内へ受取
3.17	金 2 両	塚田屋彦六	
3.21	銀700目	米会所手代	上納銀として
3.26	金 11 両	田辺屋新助	
閏3. 2	銀 1 貫600目	かと屋吉八郎	
閏3. 2	錢手形339匁	池田屋善七	頼母子掛銀, 此銀300匁
閏3. 3	金16両	敦賀屋吉左衛門	65匁 4 分かへ
閏3.11	金 7 両	栗田長次郎	
閏3.13	銀 3 貫500目	米会所	手組納銀
閏3.15	金30両	津国屋隼太郎	石川西禅寺頼母子銀として 代銀 1 貫 962 匁
閏3.24	札108匁53	山田屋八右衛門	米算用不足銀
閏3.25	銀13貫80目	米会所	金200両
閏3.26	銀175匁	京屋岩右衛門	石川村御上納銀として
4. 1	金20両	わた屋新五郎	為御扶被下, ◎札 2 匁御添被下
4. 2	銀130目	松屋清助	
4. 5	錢手形 3 貫目	□□屋七左衛門	
4. 5	銀600目	米会所手代	此錢678匁, 御仲間御割銀
4.17	銀806匁	米屋安兵衛	栗原隼太様上納銀として
4.19	銀200目	松屋清助	
4.20	銀100目	松屋清助	
4.22	銀800目	利兵衛	
4.24	銀400目	□□屋新藏	
4.27	銀110匁45	米会所手代	御仲間御割銀
5. 4	錢札30目	柿屋五郎七	頼母子掛錢
5. 9	金 4 両	松屋左兵衛	
5.15	銀 4 貫200目	米会所	掛屋納之分受取

月日	額面	借・受取主	備考
5.22	金3兩2匁銀5匁2分5厘	三文字屋儀右衛門	
5.25	銀100目	喜兵衛	龍岡様頼母子掛銀
5.27	金5兩	池田屋伊兵衛	為扶御越被下
6.11	錢1貫目	市五郎	古手代, 八朔限
6.28	金7兩	栗田長次郎	
7.12	錢200匁	仏性寺村茂兵衛	借用
7.12	錢手形69匁5分	有松屋猪助	受取
7.13	銀680匁88	米屋安兵衛	栗原隼多様廻り…
7.13	錢150匁	油屋久五郎	市場様御掛銀
7.13	錢100目	□□勘六	借用
7.13	錢手形300目	三上淳道内	
7.14	金7兩	栗田長次郎	借用仕候
7.15	錢手形300目	松屋清助	
8.28	錢146匁68	懸り組頭	御類焼利銀被下
9.2	錢手形395匁5分	敦賀屋吉左衛門	
9.21	錢6匁2分1厘	谷屋孫助	
10.21	札2貫260匁	わた屋新五郎	此銀2貫目, 為借持被下
10.22	銀150匁	敦賀屋吉左衛門	頼母子懸銀として
10.晦	金3兩2分2匁錢札1貫87匁62	敦賀屋吉左衛門	
11.5	金210兩	山本善治	110兩は米会所, 100兩は下勝手
11.6	金5兩	三上淳道内	
11.7	札1貫130匁	綿屋新五郎	此銀1貫目, 為御扶被下
11.9	錢札300目	いなばや勘七	
11.15	銀2貫600目	庄屋隼太郎	此錢2貫938匁, 金4兩代
11.15	金150兩	庄屋隼太郎	為替金之内
11.21	錢札200目	いなばや勘七	
11.23	銀500目	利兵衛	
11.26	銀4貫目	元結屋利兵衛	
11.28	札3貫955匁	綿屋新五郎	御扶被下
12.2	金25兩	山家屋利七	
12.10	銀3貫目	綿屋新五郎	但し札3貫390目
12.10	銀1貫500目	三上淳道内	御為扶被下
12.11	金20兩	利兵衛	此銀1貫300目
12.12	銀2貫700目	元結屋利兵衛	
12.14	金100兩	元結屋勘兵衛	此銀6貫500目
12.16	札4貫520目	綿屋新五郎	此銀4貫目
12.18	銀50目	みと屋彦六	
12.19	金30兩外ニ札56匁9分	綿屋新五郎	都合銀2貫目
12.19	金40兩	元結屋利兵衛	但シ六五かへ
12.20	銀6貫目	湊屋新五郎	
12.20	金45兩	湊屋新五郎	
12.21	銀5貫96匁43	米屋幸助	御払い米151俵代
12.22	札2貫目	栗田伝兵衛	
12.25	錢52匁88	鞍岡内記	此銀46匁8分
12.29	銀2貫91匁52	米屋安兵衛	栗原隼多様分, 受取

以降、どのように推移したか次に観察しよう。表5は18世紀末年以降、宮津地方の銀・銭匁比と銭匁内実の判明する限りのデータをまとめたものである。一般化するにはかならずしも十分な件数のデータは得られていないが、おおよその趨勢は知ることができる。

銀・銭匁比は文政末年に1.13となって以降、天保期全般にわたり同じ換算率を維持し、弘化・嘉永年間には判明しないが、安政・文久期も同様であったことが知られる。では、関連する銭匁内実はどうかという、かならずしも96文で一定していたわけではなく、天保期に一時的に92文となったり、97.5文と増加したりした後、天保末年以降は趨勢的に減少を始め、1863(文久3)年11月には70文まで低落した。宮津銭相場はほとんど判明しないので、京都銭相場との関連を見ると、銭匁の内実はある程度固定化の傾向が見られるものの、銭相場の動向には影響を受けていたことが類推できる。

表5 宮津地方の銀・銭匁比と銭匁内実

時期(年月)	勘定内容	銀・銭匁比	銭匁内実	京都銭相場	典拠
寛政13.1~12	沼野家諸勘定	1.063~1.083	96文	107文	市史2巻p.300-94
文政13.1~12	諸借用・受取証文	1.13	96文	106文	三上家文書
天保4.2	町入用集銭		92文	108文	市史3巻p.120
天保5.5	三百人講町別割当て	1.13		110文	市史3巻p.130
天保6.10	献金・集銭内訳	1.13	96文	109文	市史3巻p.136
天保8.3	地子銀川向町納分	1.13			市史3巻p.148
天保8.4	分銅入用川向町分		96文	111文	市史3巻p.148
天保10.3	仏性寺法令入用軒別集銭		97.5文	113文	市史3巻p.156
天保10.4	難洪人へ割渡し金	1.13			市史3巻p.157
天保10.4	人足賃受取り		96文		市史3巻p.162
天保14.5	仏心屋辰年利銭		92文	102文	三上家文書
天保15.7	利銭勘定		92文	100文	三上家文書
安政2.2	亭代	1.13		96文	市史3巻p.739
安政4.8	青鯨皮身入札代銀	1.13		95文	市史3巻p.735
文久3.7	追掛町石橋入用銀貸渡し	1.13			市史3巻p.239
文久3.10	銭相場に付き町方へ触		80文	78.7文	市史3巻p.251
文久3.11	銭相場に付き町方へ触		70文		市史3巻p.251

注：京都銭相場は中井信彦編「近世相場一覽」による。

すなわち、まず宮津領での銭匁内実については、文政期は不明だが、天保期に入ると一時的に減少した。三上家が町名主として記録した「名主役日記扣」によれば、1833（天保4）年2月に幕領の久美浜役人が領内を通行した際の入用を城下町家の間口に应じて集銭することとなり、川向町と獵師町合わせて10組の集銭合計は2貫576文であり、「此銭28匁」であった¹⁹⁾したがって、銭1匁は92文(2,576/28)となる。同時期に「用水かけひ入用」を4貫808文集銭した際の「此銭」も52.226匁であったので、銭1匁は92文(4,808/52.226)と同じ内実であった。ところが2年半後、藩への献上金を川向町354軒が町割で4貫433文集銭しているが、「此銭」は46.18匁²⁰⁾であり、銭1匁は96文(4,433/46.18)に復している。さらに1839（天保10）年3月、「仏性寺御法令(会)入用」として軒別に集銭した際の勘定では、1貫284文が銭13匁1分7厘に換算されており²¹⁾銭1匁は97.5文となる。しかし、同年4月の人足賃勘定では銭3貫760文が銭39.17匁に換算され、96文銭となっており、銭1匁の内実が96文以外となっても、おおむねそのレベルで運用されたようである。この後、三上家文書「諸事扣帳」によれば、天保14年5月に仏心屋春三郎の辰年利銭として19貫602文が計上され、「此銭213匁6厘」とあるので、銭1匁は92文に下落している。さらに翌15年7月には同扣帳に銭19貫723文が銭214匁3分8厘に換算されており、ここでも92文替えであった。

幕末の1863（文久3）年10月ともなると国内の銭相場が大きく上昇したためか、次のように銭匁相場を大幅に上げる通達を町役所が出している。

「(文久3年)十一月十日

19) 『宮津市史』史料編第3巻、1999年、120頁。

20) 同上書、136頁。

21) 同上書、156頁。ただし、同史料の編集者は1貫284文の集銭換算銭匁額を本文のように「13匁1分7厘」としているが、原史料では「1分」の部分が判読しがたく、編集者の推定に基づいている。「壱」と「三」の文字は帳簿では区分しがたく記帳されることが少なくないので、「1分」ではなく「3分」と記されているならば、96文(1,284/13.37=96)遣いとなって、天保6年以降は96文のまま不変であったことになる。

銭相場、近国不相応之義有之候ニ付、以来左之通相心得可申候

一銭壹匁ニ付正銭七拾文

但是迄八十文之処拾文上ヶ

右之通差支無之様通用可致候

右之段被仰出候間、町方へ可相触候

十一月十二日 町役所 (文久2年「御用留日記」殿村家)²²⁾

これによれば、銭匁相場はそれまで銭1匁につき80文であったのを、一気に10文上げて70文とすることを町役所が触れており、市場での動向にかかわらず、藩当局が決定した相場が民間での取引の準拠とされたことがわかる。では、何を基準に藩当局が銭匁相場を決めたのであろうか。表5を見る限り、銭匁内実は寛政末年より天保末年まで92~97.5文の幅内で、おおむね96文を基準に推移したようである。判明する限りの京都銭相場との格差を対比すると、1匁あたり11~15文の幅内に収まっていて、比較的安定していたというべきであろう。畿内の銭相場上昇(銀貨低落)は安政初年(1854~)から始まり、京都では文久3年ころからその上昇の度合いを増すが、宮津の銭匁内実の減少もほぼ推移をいつにしているといえよう。宮津銭相場がほとんど判明しないので、厳密なことは言えないが、銭匁相場の変更はこのような銭相場動向に応じて藩当局が基準相場を領内に触れ出していたと思われる。

表5からもう一つ観察できることは、銀・銭匁比が少なくとも文政末年よりつねに1.13と固定していたことである。銭1匁とは、先にも見たように、たとえば1緡を92または96枚の1文銭でくくられた銭貨を表すが、銀1匁と銭1匁の通貨価値の間に1.13の換算率が成立していたことをどのように解釈すればよいであろうか。

この疑問を解決する手立てとして、表4に多くあらわれていた銭札ないし銭手形の存在がある。同表には額面、すなわち基準貨幣として銭匁が使用された

22) 同上書、251頁。

件数が25件あり、うち3分の2近い16件は札ないし銭手形であった。正銀との換算率が判明するものを見ると、すべて銀匁1に対し銭匁1.13となっているので、たとえば銭匁内実が96文の場合、現銭96文を1緡とする場合も、「銭札（ないし銭手形）1匁」と表示される場合も同価値であったことになる。つまり、銀匁と銭匁の名目額に乖離が生じているので、一見、銭札が減価したために差し歩が必要となっているように見える。しかし、さきに見たように宮津地方では当時、96文や92文を1緡とする現銭も流通していたので、文政末年から文久期にかけて1.13という差し歩が生じていたのは別の要因を求めねばならないことになる。

そうすると、残る要因としては、流通量が減少しつつある銀貨に対して、反比例するように全国的に増加しつつある銭貨が流通貨幣として代位してゆく中で、少なくとも宮津領内では現実に存在する銀銭相場以上のプレミアムが生じ、遅くとも文政期までには1.13の比率が固定化したと考えられる。寛政期に1.06~1.10と不定であったのは、当時まだ固定化していなかったためと思われる。プレミアムが生じた契機としては、寛政期ないしそれ以前に進行した銭相場の下落であって、それ以前の銭1緡のまとまりであった96文を銀1匁と同価値で使用する慣行が続いていたためではないか。市場における銭相場変動に対して、1緡の銭量を変更するべきところ、96文銭をそのまま使用し、勘定に当たって一定のプレミアムを設定したのである。ところが、1.13というプレミアムが慣行化し、銭札が出回って領内に浸透すると、今度は銭匁の内実を変更することで実際取引をより容易にできたと考えられる。

以上の見解を実証するデータは残念ながら今のところ得られないが、現時点では銭匁勘定を銀匁勘定に換算する際にプレミアム（差し歩）が生じていた理由として、消去法で以上のように推定せざるを得ない。そして、何より重要なことは宮津地方で銭匁勘定が少なからず用いられたといっても、結局は銀遣いを意味していたことである。西南日本地域の多くで行われていた銭匁遣いは、その慣行の成立期には銭匁の内実が銀銭相場の変動に伴って増減し、銭貨が銀

建て取引の際の代用貨幣の役割を果たした。しかし、銭匁の内実が地域それぞれの一定銭量に固定化すると、もはや銭匁建て取引は銀建て取引と同等ではなく、文字通りの銭建て取引となった。銀銭相場の変動にかかわらず銭貨を基準貨幣として、銭貨の価値に基づいて取引するようになったのである。しかるに、宮津地方の銭匁遣いはその内実が銀銭相場の変動により増減していたのであり、銭貨が幕末期まで銀建て取引の決済通貨として使用された。この地域が銀遣いであったことの反映であろう。

なお、表4に示した三上家証書類88件の額面を貨幣別にまとめたものが表6である。たまたま1年間、同家が受け取った貸付や受取の証文であるので、取引の基準貨幣を示していると言ってよい。そうすると、銀建てがもっとも多く38件、ついで金建てと銭建てが25件ずつとなっている。この時期の宮津地方を、ひと言で銀建てと言うこともできないことがわかる。額面規模別にみると、5両未満の比較的小額な取引で銭匁建てが目立っているものの、10両以上や50両を超える額面でも銭匁建てはあり、銭匁建てがかならず小額な取引で基準貨幣となったとも言えない。金建ても銀建てに劣らない件数あるが、額面規模のうえでとくに高額で金建てが多かったとも言えない。銀建て、金建てともどの額面でもまんべんなく用いられており、両貨幣が使い分けされていたようにも見えない。要するに、当時出回りつつあった流通貨幣としての金貨を銀建て取引の決済手段として使用する際、額面そのものをはじめから金建てに

表6 三上家宛て証書類の基準貨幣 文政13年

(件数)

額面	金建て	銀建て	銭匁建て
5両未満	5	10	14
5両～10両未満	6	3	2
10両～30両未満	6	10	5
30両～50両未満	4	5	2
50両以上	4	10	2
計	25	38	25

する商慣行が定着しつつあったといえるのではなからうか。銭匁建ても、同様に、銀建て取引の際の決済手段として銭貨を使うことが当事者に自明である際に、当初より銭貨建てで証文を作成していたことになる。

5 宮津地方の流通貨幣

前節では宮津地方の銭匁遣いの実態を究明するため、その事例を中心に取り上げたので、多くの取引が銭匁遣いであったような印象を与えているかもしれない。また、銀建て取引が基本であったといっても、実際にやり取りされる貨幣はじつに多様であった。以下、判明する限り、紹介しよう。

まずはじめに、宮津藩の民政記録「臨時留」²³⁾に現れる様相を示そう。

① 1850（嘉永3）年峰山表江糸代銀滞り出訴・約定一札

「 一金六拾五両也

右者玉屋清七糸代銀滞ニ相成、訴訟被致候ニ付、早速銀子相渡可申処、当月廿五日迄延引申入候儀、相違無御座候、然ル上八限日之通相渡可申候、為其約定一札依而如件

峰山 玉屋清七組合

嘉永三年戌六月

柏屋 清助 印

同 丹波屋孫兵衛組合

勢田屋長三郎印

口大野村

近江屋政右衛門殿

(p. 648-9)

これは領内口大野村政右衛門が峰山藩領玉屋清七を相手取って「糸代銀」の決済を求めた際の約定証文である。ここでは政右衛門が清七に請求した糸代が「代銀滞」と記されながら「金六拾五両也」と、金貨建てで示されていることに注目したい。「銀子相渡可申処」とあるように、通常、取引は銀建てで行わ

23) 前掲『宮津市史』史料編第2巻所収。

れ、決済は当然に銀貨でなされるべきところであった。しかし、当時他の西日本の多くがそうであったように、支払手段としては金貨が多く用いられていたことから、約定証文の作成された時点から決済日まで短期であったため、直接金建てで明示されたものと思われる。

② 1852（嘉永5）年縮緬抜売者へ過料銭

「網野村 新治
仲右衛門

其方共儀、縮緬類抜売之儀不相成段^マ弁^マ江乍罷在、京都用場改ヲ外シ、問屋ニも無之京都柳馬場三条上ル町茗荷屋吉兵衛江売捌候段不埒ニ付、新治者六拾五メ文、仲右衛門者四拾貫文過料銭可申付処、…(後略) (p. 739)」

これは領内網野村の小商人と思われる新治ほか1名が、京都商人に禁制となっている縮緬の抜け売りを行ったことが発覚し、過料を科せられた際の記録である。ここでは65貫文、40貫文というような、小額ではない単位の過料が銭貨で科せられていることに注目したい。銭65貫文という貨幣価値は金10両前後、銀650匁前後にもなって、支払いの際は金貨か銭匁札が用いられたであろう。通常の縮緬取引は銀建てであったろうが、一般庶民向けの過料は小額である場合が多かったから、銭貨建てが基本となっていたものと思われる。ただし、縮緬抜け売りは藩の経済政策にもかかわる重大な罪であるため、銭文建てであっても高額となったのであろう。

③ 1854（安政元）年盗品銭額

「日置浜村水呑 亀三郎
其方儀（中略）、百姓家土蔵四ヶ所這入候、（中略）衣類・雑物四拾八品盗取、右之内拾四品者所持いたし、三拾四品者質物ニ差入、右代銭都合三百八拾三匁之内式百八拾三匁者酒食雑用ニ遣捨、其余者所持罷在…(後略) (p. 779)」

これは2年間にわたり、日置浜村の亀三郎というものが百姓家に侵入し、4か所の土蔵から盗み取った48品の行方と代価を調査した記録である。内容は

衣類・雑物であって、とくに高価なものはない。48品のうち34品を質屋に入れ、それらの総計が「錢383匁」であった。このような盗品が銀匁でも錢文でもなく、錢匁で評価されたということはそれが当時の領内での一般的な通貨となっていたことを示している。

つぎに、さきに利用した寛政13年「沼野家日記」から貨幣流通の具体的な様相を観察しよう。

④ 銀切手の引替え

「一銀五百目切手一枚引替、懸やへ差遣候也

一銀五百目 切手

内

百目包一

八十七匁一 山田やへ懸銀差遣

五十匁包二

三拾五匁一

十五匁一

三十九匁一

金貳兩 此銀百廿四匁

右之通引替差上ル

(正月17日, p.304-5)

これは沼野家が所有する銀切手を懸屋を通じて正貨に交換した際の記録である。翌18日の記録によると、「山田や八左衛門三拾人講頼母子」懸銀を合わせて187匁8分2厘支払っており、このために持ち合わせの銀切手を懸屋で現金化したものと思われる。注目すべきは、18世紀末において宮津地方ではまだ正銀が必要に応じて授受されており、しかも授受された個々の正銀の単位が判明しうることである。100匁や50匁というようなまとまった額面の包銀のほか、35匁、15匁、39匁というような小玉銀が取り混ぜて授受され、なお正銀が不足する場合に金貨（小判）が時々の金銀相場に応じて用いられた。山田屋へ講銀として支払われた87匁は、明示はないが丁銀1枚の標準重量43匁前後

を超えているので、懸屋が求めに応じてとり合わせた一種の包銀ではないかと思われる。

⑤ 小玉銀・正銀の使用

「六平切米之内勘定違ニ而去暮拾匁渡不足有之候ニ付、則銀拾匁今日相渡遣候也、銀七匁五分玉弍ツ錢弍匁五分指添、メ拾匁相渡遣済也

(3月2日, p. 317)」

「寛本左盛方へ旧獵遣候分之利銀百三拾匁為持差遣候也、但金弍両 此銀百廿四匁、銀六匁添 メ銀百三拾匁遣候也 (2月朔日, p. 309)」

沼野家日記には前項以外でも随所に正銀使用例が記録されている。3月2日の事例は家来の木村平六冬渡し切米の不足分銀10匁分を小玉銀2つと錢2匁5分で支払っている。2月朔日の例は昨年末に支払うべき利銀130匁を金2両と銀6匁で決済している。「メ銀百三拾匁遣候也」とあるので、全額銀貨で支払ったように見えるが、「金弍両 銀六匁添」の記載の方が実際に授受された貨幣であろう。④正月17日の講懸け銀事例のように、100匁を超える高額でも正銀で支払わねばならない場合もあったが、正銀不足のため、徐々に金貨が銀遣い地域で流通手段として代用されつつあったことを示している。

⑥ 弍朱判の使用

「一俵木や半治郎^ら腰帯一筋相調也、もへき地毛流也、代銀十弍匁也、代銀相払遣候也、弍朱判一枚錢四匁三拾八文指添外弍分五リン遣、メ銀十弍匁也 (正月11日, p. 303)」

「一屏風頼母子懸銀六匁三分七リン、有本方へ為持差遣候也

一赤玉丸薬代百拾五文、是又有本方へ為持遣候也、弍朱一為持差遣候也

一南鐐壹片 此銀七匁七分五リン

内六匁三分七リン 屏風懸銀

百拾五匁 丸薬代

不足十四文

(正月12日, p. 303)」

「一先達而調候いりこ弍斤代取り来、相払遣候也

寛

一八匁五分 　　いりこ貳斤

ノ右之通飩ニ請取申上候，以上

酉五月五日 　　塩や次右衛門

右貳朱判一枚遣，此錢八匁四分，一分錢添遣，八指

(正月19日，p.305)』

18世紀末ともなると、西日本でもようやく南鐐貳朱判の使用が浸透し始め、沼野家日記でも多く記録されている。正銀不足をカバーしたのは金貨であるが、小判は銀貨に比べると高額であるため、小判の8分の1の単位通貨で、より小額な取引に使用できる貳朱判はいったん浸透すればきわめて便宜な通貨であった。正月11～19日の事例はいずれも日常的な小額の取引であり、貳朱判1枚では不足する銀額を錢貨で補っている。なお、この時期の錢匁はすでに銀匁と同価値ではなく、差し歩がつけられていた。11日の事例では、錢4匁(1匁=95文²⁴⁾)に対して38文の差し歩がつけられているので、10%の乖離が生じていたことになる。しかし、19日の事例では「八指」と明示があるので8%であった。のちに「1.13」に収束したように、この時期にはまだ取引のつど差し歩が設定されていたことになる。

⑦ 家来への切米支給貨幣

「一家来共切米相渡，左之通

一金壹兩貳分 　　石倉五平

一同貳分貳朱 　　雲出東市

一同壹分 　　木村平六

一同壹分 　　平七

一銀四拾匁 　　瀧平

24) 沼野家日記に寛政13年正月20日以前の錢1匁内実を示す記述はない。しかし、正月17日に「貳朱一錢調候，小遣八匁三十八文」(p.305)とあり、貳朱判1枚が錢8匁と38文と評価されていたと解釈できる。本文⑥で紹介したように、2日後の19日記事では貳朱判1枚を錢8匁4分で換算しているため、錢4分=38文、すなわち錢1匁=95文となる。

一同四拾匁	九兵衛	
一同四拾匁	善八	
一錢四拾五匁	なを	
一同貳拾匁	つね	
一同貳拾八匁	さん	(7月13日, p.350)』

最後に、三貨が身分に応じて使い分けられていた事例を示そう。沼野家の家臣ないし使用人は10名前後いた模様であるが、その俸給である切米は幕臣と同様に春・夏・冬の三季に分けて支払われた。ただし、その支給割合と支給月は若干異なっていたようで、幕臣の支給割合は冬(10月)に全支給額の半分、春(2月)・夏(5月)に4分の1ずつが支給された²⁵⁾のに対し、沼野家では夏(7月)に半分、春(3月)・冬(11月)に4分の1ずつ支給されたようである²⁶⁾。本来、米で支給されるものであったが、寛政期にはすべて貨幣に代えて支給されている。ここで興味深いのは、石倉以下の4人は金貨で、残り3人の男子は銀貨で、女子3人は銭匁で支給されていることである。一見、支給額に応じて使い分けたように見えるが、金貨で支給された石倉以外の3人は銀建て支給の3人と銭建て支給の女子1人よりもあきらかに低額である。この点は同日記の他の記事²⁷⁾から類推でき、石倉・雲出・木村の3人は侍格、平七以下の4人は侍と小者の中間に位置する、文字通りの「ちゅうげん」、女子3人

25) 岩橋勝『近世日本物産史の研究』大原新生社、1981年、172-3頁。

26) 沼野家日記にこれらの明示はないが、年間の断片的記録を突き合わせるとこのようになる。すなわち、3月27日の項に「一中間とも切米之内左之通相渡置候也」として、善八、瀧平、九兵衛の3人に銀20匁ずつ(p.322)、また、11月16日の項に「一家来共へ切米之内左之通相渡置候也」として、瀧平・九平(兵衛)に銀20匁ずつを支給している(p.381)。ただし、善八は銀建てでなく金2分、7月13日に金1分であった平七が同額の金1分というように、例外支給もあったようである。なお、夏切米で金1両2分の支給を受けた石倉五平については、12月2日の記事中に年間4両2分の切米を支給されていることが明示されている(p.385)。

27) 沼野家日記6月19日の記事によれば、当主の息子が藩の御中老役に就任した際の家来からの祝儀に対する内祝いとして、石倉に金100疋(銭1貫文、銀にして約10匁余)、雲出に銀子2両(8.6匁)、木村に銀6匁のほか、「中間4人」に銀1匁ずつ、「下女3人」に同じく銀1匁ずつ手渡している。

は下女であって、身分に応じて支給貨幣を使い分けていたようである²⁸⁾

では、それぞれの支給貨幣がここで表示された通りであったかという、そうではなくて時々主要な流通貨幣で手渡されたようである。たとえば、下女つねは7月支給の切米の早期支給を要望して、5月26日に遡り受給している²⁹⁾。その際、銭20匁分を金1分(=銭16匁と76文)と銭3匁と20文にて受けており、よりまとまった通貨が使用された。当時、高額貨幣としては金貨が主流通貨幣であったから、金建て受給者はともかく、銀建て受給者は金・銭を取り混ぜて切米を受けたと考えられる。おなじ銭貨でも銭匁と銭文を分けて記録しているのは、当時のひと縷96文銭がたしかに授受され、96文に満たない端数の銭貨がバラ銭として使用されていたことがわかる。

また、沼野家の支払い記録に先立って、④で例示したような銀切手500目が懸屋で換金されている事例が少なくない。④の場合は200匁近い講銀支払の必要上、換金されたものであるが、切米支給に先立って懸屋に預託してある銀貨を個々の支給額別に払い出している記録もある³⁰⁾。そもそも⑦の場合も、合わせて金2両2分2朱、銀120匁、銭93匁の切米を支給する資金として、「盆前内借」銀750匁を、息子内蔵助の当年物成を引き当てに御蔵方より借り受け、それを懸屋に預託したうえで、300匁から10匁に至る5種額面の計8枚の銀切手に換えている³¹⁾。沼野家が年間どれだけの米や銀を得ていたのか、同日記からは断片的な記録しか確認できないが、当年の「暮物成」代銀のみで銀3貫15匁を御蔵方より受け、うち250匁近くを天引きされている記録³²⁾があり、他方、前節⑥で例示したような沼野家の保有米を適宜払い出して換金している記録もある。同家の年間収入は当然定額であり、現金収入についてはいったん

28) 注26にも記したように、平七のみ中間でありながら金建てで支給を受けている。侍格でありながら、若年見習のため中間扱いだっただけではないかと思われる。

29) 同日記、337頁。

30) 同年11月16日には家来5人に金3分と銀60匁の冬切米を支給しているが、それに先立って銀113匁を懸屋から受け取っている。(同日記、381頁)

31) 同日記、349頁。

32) 同日記、392-4頁。

懸屋に預託し、その枠内で必要なつど銀切手で払い出したり、物成引当で短期融資を受けていたものと考えられる。そして、計算貨幣としてはあくまで銀貨が用いられたが、流通貨幣は金貨が主であり、小口取引に銭匁やバラ銭が不可欠な手段として流通していたといえる。

6 む す び

近世後期において、銀匁遣いの本拠地である畿内の周辺で観察される銭匁遣いの実態について、丹後宮津地方を中心に検討した本稿のあらたな観察事実と考察結果はつぎのとおりである。

- 1) 宮津地方で史料上、最初に銭匁遣いが確認できるのは1780(安永9)年であった。それ以前からその慣行が始まっていた可能性は大きいですが、どこまで遡れるかについては現在のところ史料的に確認することはできない。ただし、宝永年間の極端な銀貨悪铸で銀貨が大きく低落した正徳一享保初年において、一見銭匁遣いが行われていたような表現が関連史料で確認できる。しかし、それは銀建て価格を銭貨で決済する取引をまとめて表示したにすぎない記録であり、一定の銭量を「1匁」と勘定し、直接的には取引基準は銭貨である(ただし、銀銭相場変動により銭匁の内実が変動したり、銭匁内実が変わらない場合は一定の差し歩が付いて、実質的に銀建て取引と変わらない)安永期以降とは異なるものである。
- 2) 宮津地方の銭匁内実、すなわち1匁当たり銭量は19世紀前半で96文の場合が多かった。ただし、固定化していたわけではなく、92文の時期も複数年確認でき、幕末には80文や70文の水準にまで下落した。銭匁の内実量は当地の銀銭相場とは異なり、銀建て取引に勘定する際は、一定のプレミアムが付された。そのプレミアムは、少なくとも1820年代末以降1863年まで、1.13であった。18世紀末は1.08前後であったので、宮津地方の銭匁は96文に固定化しつつも、実際は内実を調整したり、プレミアムを上下して、「銀遣い」を貫徹していたことがうかがわれる。

3) 「銭匁建て」取引で、「札」「銭手形」が授受される場合が少なくなかった。しかも、札1匁と銭1匁は多くの取引記録例から判断して同価値であったので、あたかも「銭匁」勘定そのものが「札」勘定であったとも解釈可能になる。さらにこの札が銀札であって、その札価が下落したために正銀との価値と乖離して、銀貨に換算する際には一定のプレミアムが生じたようにも見える。たしかに幕末期に確認できたように、銭1匁の銭量は藩当局が基準相場を明示・通達しているの、諸藩の藩札基準相場通達の模様と類似し、そうした理解が容易になる。けれども、何よりも現在まで確認できる関連史料からは、銀札が18世紀末以降流通していた痕跡はまったく見いだせないし、かりに流通していたとしても、19世紀前半の少なくとも30年間前後にわたって、正銀と銀札との価値乖離が1.13のまま一定で推移したとは考えにくい。ここで確認された「札」とは、別に「銭手形」とも称されたような、文字通りの銭札(銭匁札)と考えなければならないであろう。

4) では、18世紀末から生じていた、銀匁と銭匁との間のプレミアムをどのように解釈すればよいであろうか。銭匁が銭札と同価値であったので、もともと銀匁と同価値であった銭札の価値が下落したために、銭札を銀貨に換算する際、相応の差し歩(プレミアム)を付したようにみえる。しかし、銭匁はつねに銭札そのものではなく、現実に一定の枚数(多くは96枚)でくくられた銭貨のまとまりであった。したがって、札価下落によって生じたとするよりも、銀1匁と銭1匁との間の価値の乖離、すなわち銀銭相場変動により、当初銀匁に等しかった銭匁の価値が下落するにつれ、相応のプレミアムが必要となったと考える。このプレミアムが当初は銀銭相場に応じて1.08前後で変動し、1820年代に1.13の水準で安定化するうち、このプレミアムが固定化し、1860年代の激しい銀貨低落が始まると、今度は銭匁内実量そのものが変更されたものと考えられる。これら一連の動きで確認できたことは、貨幣の授受はいったん慣行として定着する

と、銭匁の内実といい、プレミアムといい、固定化する傾向が強かったということである。

[後記]

本稿執筆のための三上家文書閲覧にあたって、京都府立丹後郷土資料館より有益な便宜が得られた。また、本稿は2007年1月14日に開催された第25回貨幣史研究会（松山大学西宮温山記念会館にて）で報告した内容に加筆したものであるが、当日同会への参加者諸氏、とりわけ同志社大学・鹿野嘉昭氏から有用なコメントをいただいた。あわせて謝意を表したい。なお、本稿は2006年度松山大学特別研究助成による成果の一部である。